

○渋谷区代々木八幡区民施設条例

平成30年3月28日

条例第14号

(設置目的)

第1条 区民の誰もが集い、文化、福祉等の広範な分野において世代間の交流や地域活動の場を提供し、区民文化の向上及び区民福祉の増進に寄与するとともに、渋谷区の文化を広く発信し地域文化の振興を図ることを目的として、渋谷区代々木八幡区民施設（以下「区民施設」という。）を東京都渋谷区代々木五丁目1番15号に設置する。

(開館時間)

第2条 区民施設の開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(1) 団体の使用に供する施設（以下「団体使用施設」という。） 午前9時から午後10時まで

(2) 個人の使用に供する施設（以下「個人使用施設」という。） 午前9時から午後5時まで

(休館日)

第3条 区民施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第2水曜日及び第4水曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 日曜日（個人使用施設に限る。）

(使用区分)

第4条 区民施設の使用時間の区分は、別表第1のとおりとする。ただし、区長が必要と認めたときは、使用時間の区分を変更することができる。

(一部改正…4年17号)

(使用できるものの範囲)

第5条 区民施設を使用できるものは、次のとおりとする。

(一部改正…4年17号)

(1) 区内に住所を有する者

(2) 区内の事業所又は事務所に勤務する者

(3) 区内の学校に在学する者

(4) 前3号に掲げる者を主な構成員とする団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号に規定する団体以外のものは、当該団体の使用を妨げない範囲において、団体使用施設を使用することができる。

(追加…4年17号)

3 個人使用施設を使用できる者は、区内に住所を有する60歳以上の者（以下「シニア」という。）又は区長が特に必要と認めた者とする。

(一部改正・1項繰下…4年17号)

(優先使用)

第6条 シニアにより構成される団体は、プレイルームを、夜間の使用を除き区規則で定めるところにより、当該団体以外のものに優先して使用することができる。

(追加…4年17号)

(使用の手続等)

第7条 団体使用施設又は個人使用施設を使用しようとするものは、区規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(一部改正…4年17号)

(本条1条繰下…4年17号)

2 区長は、使用を承認する場合において、管理運営上必要な条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。

(本条1条繰下…4年17号)

(1) 公の秩序又は善良の風紀を乱すおそれがあるとき。

(2) 使用目的が第1条に規定する設置目的に反するとき。

(3) 第13条に規定する使用者の行為の制限に違反するとき又はそのおそれがあるとき。

(一部改正…4年17号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、区民施設の管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第9条 区民施設の施設使用料は、別表第1のとおりとする。

(一部改正…4年17号)

(本条1条繰下…4年17号)

2 第7条第1項の規定により団体使用施設の使用の承認を受けたものは、別表第1に定め

る施設使用料及び別表第2に定める附帯設備使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。

（一部改正…4年17号）

（使用料の不還付）

第10条 既に納めた使用料は、区規則で定める場合を除き還付しない。

（一部改正・1条繰下…4年17号）

（使用料の減免）

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（本条1条繰下…4年17号）

（1） 区が使用するとき。免除

（2） 区規則で定める団体が使用するとき。免除又は5割相当額を減額

2 前項の規定は、区が使用するとき又は区長が特別に認めるときを除き、附帯設備使用料については適用しない。

（一部改正…4年17号）

（使用権の譲渡等の禁止）

第12条 第7条第1項の規定により区長の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（一部改正・1条繰下…4年17号）

（使用者の行為の制限）

第13条 区民施設においては、次の行為をしてはならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けたときは、この限りでない。

（本条1条繰下…4年17号）

（1） 区民施設の施設を損壊し、又は汚損すること。

（2） 広告物を掲げること。

（3） 興業又は営利を目的とした物品の販売等を行うこと。

（4） 区民施設の他の使用者に著しい迷惑を及ぼす行為を行うこと。

（5） 前各号に掲げるもののほか、区民施設の管理に支障のある行為を行うこと。

（使用承認の取消し等）

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(本条 1 条繰下… 4 年17号)

- (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- (3) 公益上区が必要と認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障が生じたとき。

2 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該使用の日以降の使用を承認しないことができる。

- (1) 正当な事由がなく、使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。
- (2) 使用料を前納しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例に違反すると区長が認めたとき。

(入館の制限)

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、区民施設への入館を禁止し、又は入館者を退館させることができる。

(本条 1 条繰下… 4 年17号)

- (1) 区民施設の施設を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 区民施設の他の使用者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、区民施設の使用を終了したとき又は第14条第1項の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(一部改正・1 条繰下… 4 年17号)

(損害賠償)

第17条 区民施設の建物、設備等に損害を与えたものは、区長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ないと認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(1 条繰下… 4 年17号)

(指定管理者による管理)

第18条 区民施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(本条1条繰下…4年17号)

- 2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 区民施設の施設及び設備の維持管理に関するここと（区長が指定する修繕を除く。）。
  - (2) 区民施設の開館時間の変更、休館日の指定及び使用時間の区分の変更に関するここと。
  - (3) 区民施設の使用の承認及び不承認に関するここと。
  - (4) 区民施設の利用料金の収受に関するここと。
  - (5) 区民施設の利用料金の還付及び減免に関するここと。
  - (6) 区民施設の使用の承認の取消し、停止及び制限に関するここと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

3 第1項の規定により区民施設の管理を指定管理者に行わせる場合の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条から第4条まで	区長	指定管理者
第5条	区長	区長の承認を得て指定管理者
第7条及び第8条	区長	指定管理者
第9条の見出し	使用料	利用料金
第9条第1項	施設使用料	施設の利用料金
	別表第1のとおり	別表第1に定める額の範囲内であらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額
第9条第2項	施設使用料	施設の利用料金
	別表第2に定める附帯設備使用料	別表第2に定める額の範囲内であらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める附帯設備の利用料金
	使用料	利用料金
第10条（見出しを含む。）	使用料	利用料金
第11条の見出し	使用料	利用料金
第11条第1項	区長	指定管理者
	使用料	利用料金
第11条第2項	区長	指定管理者

	附帯設備使用料	附帯設備の利用料金
第12条及び第13条	区長	指定管理者
第14条第1項	区長	指定管理者
第14条第2項	区長	指定管理者
	使用料	利用料金
第15条	区長	指定管理者
別表第1	使用料	利用料金
別表第2	使用料	利用料金

(一部改正…4年17号)

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

(1条繰下…4年17号)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、区規則で定める日から施行する。

(30年規則42号 30.10.1施行、附則第2項の規定30.7.1施行)

(準備行為)

2 区民施設の使用に関して必要な手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(渋谷区区民会館条例の一部改正)

3 渋谷区区民会館条例（昭和30年渋谷区条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(渋谷区立敬老館条例の一部改正)

4 渋谷区立敬老館条例（昭和39年渋谷区条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

#### 附 則（令和4年条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、区規則で定める日から施行する。

(4年規則87号 4.11.1施行)

(準備行為)

2 団体使用施設の使用に関して必要な手續等は、この条例の施行の日前においても行うこ

とができる。

附 則（令和6年条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表第1の1の表に規定する施設の使用の承認、使用料の納付その他のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表第1の1の表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第9条関係）

（一部改正…4年17号・6年52号）

1 団体使用施設

施設の種別	使用区分	午前	午後1	午後2	夜間	全日
		午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ホール		5,400円	3,700円	3,700円	9,400円	2万2,200円
スタジオ1		2,800円	1,600円	1,600円	3,200円	9,200円
スタジオ2		3,100円	1,800円	1,800円	3,600円	1万300円
スタジオ3		1,900円	1,100円	1,100円	2,200円	6,300円
スタジオ4		3,300円	1,800円	1,800円	3,700円	1万600円
スタジオ5		3,100円	1,800円	1,800円	3,600円	1万300円
和室1		1,200円	600円	600円	1,300円	3,700円
和室2		1,200円	600円	600円	1,300円	3,700円
プレイルーム		1,500円	800円	800円	1,700円	4,800円

備考

- 1 2以上の使用区分を引き続き使用するときの使用料は、各使用区分の使用料の合計

額とする。

- 2 次の各号に掲げる場合の使用料は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合の使用料は、第2号に定める額とする。
- (1) 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収し、かつ、入場料等の最高額が2,000円以上である場合 本表使用料の5割増し
- (2) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する目的に使用する場合 本表使用料の倍額
- 3 午前9時以前の時間については、午前又は全日の使用区分と引き続く場合で、特に必要と認めたときは、2時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、使用時間30分を単位として当該日の午前の使用区分の使用料の100分の40に当たる額とする。
- 4 夜間又は全日の使用区分を使用する場合で、特に必要があると認めたときは、午後10時以後に使用時間を延長することができる。この場合の使用料は、使用時間30分を単位として当該日の夜間の使用区分の使用料の100分の25に当たる額とする。
- 5 区規則で定めるところにより団体登録がされていないものが第5条第2項の規定により使用する場合の使用料は、本表使用料の5割増しとする。

## 2 個人使用施設

施設の種別	使用区分	全日
	午前9時から午後5時まで	
浴室	無料	
リラクゼーションルーム		

別表第2（第9条関係）

（追加…4年17号）

種別	1使用区分当たり	
	単位	使用料
ビデオプロジェクター	1台	500円
ピアノ（アップライト）	1台	1,000円